

1

登録

結婚相談を利用するためには
登録手続きが必要です。



**だれが登録
できますか？**

成人の独身者です。
ただし、男性は桐生市、みどり市に
居住又は桐生市に在勤の方に限ります。

登録方法は？

桐生市社会福祉協議会の窓口で登録してください。
また、郵送で登録することもできます。

登録期間は？

登録の有効期間は登録日から3年間です。
①その後も継続を希望される場合は再登録の手続きをお願いします。
②退会される場合は、“あいぶろ”も退会となります。申込書類等
は桐生市社会福祉協議会で廃棄処分いたします。

■窓口で登録する場合・・・

- ①独身証明書1通、スナップ写真2枚、就労証明書1通又は事業所名のわかる健康保険証のコピー（男性のみ）を必ず持参してください。
- ②本人確認など登録要件を確認後、登録カードを2枚（申込用・閲覧用）作成します。
※作成した登録カードは社会福祉協議会にて管理します。
※登録カードは、桐生市社会福祉協議会ホームページから取得し、あらかじめ作成したものを持参いただいても構いません。

**いつ
登録できますか？**

相談室：毎週水曜日 午後6時30分～午後8時30分
第2・第4土曜日 午後1時30分～午後3時30分
社協窓口：毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

- 祝日、年末年始は休館となります。
- 登録カードを作成しますので、時間に余裕をもって
お越しください。

**どこで
登録できますか？**

桐生市社会福祉協議会
〒376-0006 桐生市新宿三丁目3番19号
桐生市総合福祉センター
相談室 3階301会議室
社協窓口 1階事務室

■郵送で登録する場合・・・

- ①桐生市社会福祉協議会ホームページから登録カード2枚（申込用・閲覧用）取得し、カードを作成してください。
- ②作成した登録カード2枚、独身証明書1通、スナップ写真2枚、就労証明書1通又は事業所名のわかる健康保険証のコピー（男性のみ）を必ず同封して社会福祉協議会あてに郵送してください。
- ③書類を収受した社会福祉協議会の担当職員が登録希望者に電話をかけ、登録要件を確認



- 独身証明書は、本籍を置く市町村役場で取得できます。
- 独身証明書は内容確認後にお返しします。
- 写真は通常サイズ（L判）一人で写っているもので、6か月以内に撮影したものを用意してください。
- 写真は登録カード（申込用・閲覧用）に添付します。
- 就労証明書の様式は問いません。